

実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の 会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

平成 30 年 2 月 6 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

活発な市場が存在しない仮想通貨の帳簿価額を切り下げるに当たって使用される「処分見込価額」として、どのようなものが想定されているのか、ガイダンスを含めるべきである。

（理由）

活発な市場が存在しない仮想通貨については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失として処理することが提案されている（本公開草案第 6 項及び第 42 項）。切り下げに使用する「処分見込価額」の算定に関して、本公開草案第 42 項の後段において、以下の説明がなされている。

「なお、具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることになり、資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられる。」

第 42 項では、「処分見込価額」として、具体的には「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もることとし、「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もる例として、第三者により価値が保証されているケースを挙げている（上記下線部）。しかしながら、第三者が仮想通貨の価値を保証するケースは考え難いことから、第 42 項により、「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能となるケースが極めて限定的であると解釈され、その結果、ゼロ又は備忘価額への切り下げが広く実施されることを懸念

する。

第三者による保証がなくとも、市場での換金が確実に見込まれ、よって「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能なケースは存在する。活発な市場が存在しない仮想通貨全てについて、ゼロ又は備忘価額を処分見込価額としなければならないと解釈されることを避けるため、「処分見込価額」とは何かを明確にするためのガイダンスを提供すべきである。少なくとも、本公開草案第 42 項における「第三者によりその価値を保証されていること等により」の部分は削除すべきである。

質問 2

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 3

開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

1. 今回の実務対応報告において追加的に定めるべき会計処理

以下の 3 項目について、今回の実務対応報告において取扱いを示すべきである。

- ① 仮想通貨利用者が、物品やサービスの対価を支払うための手段として仮想通貨を使用した場合の会計処理
- ② 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、分裂した仮想通貨を取得した際の取得原価の算定方法
- ③ 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、外貨ペアの仮想通貨（例えばビットコイン/ドルのように仮想通貨の価格が外国通貨で表示されるもの）を取得した場合の換算方法

(理由)

- ① 「資産決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 5 項の定義において、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これら

の代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値・・・」と定義されており、物品やサービスを得る対価を支払うために企業が仮想通貨を使用することが想定される。本公開草案において、保有する仮想通貨の期末評価については定めがあるものの、仮想通貨を対価の支払に使用した場合の扱いが含まれていないため、支払手段として使用した際に損益を計上するかどうか等を明確にすべきである。

- ② 例えば、ビットコインについては、昨年ハードフォークが3回実施されており、元のビットコインが3種類の異なる仮想通貨に分裂されている。今後も、仮想通貨のコミュニティ内における意見の相違から分裂が起こることが想定されるため、分裂時の取得原価の算定方法を定めるべきである。
- ③ 本公開草案においては、仮想通貨は外国通貨や金融資産には該当せず（第28項、第29項）、また棚卸資産や無形固定資産としての処理も適当ではない（第30項、第31項）とされている。そのため、外貨ペアの仮想通貨を取得した場合の換算方法について、定めが存在しない。貨幣項目と同様の換算方法とするかどうかを明確に定めるべきである。

2. その他

本公開草案第42項の以下の箇所については、下記のとおり表現を修正することが望ましい。

「ここで、活発な市場が存在しない仮想通貨は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されることから、一般的に時価を基礎とした正味売却価額を見積ることは困難であると考えられる。このため、棚卸資産における期末評価時の時価を基礎とした正味売却価額の見積りが困難な場合の定めとして、期末日における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）を用いる取扱いが認められていることを踏まえ、活発な市場が存在しない仮想通貨についても、期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には、処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで帳簿価額を切り下げることが考えられるとした（第6項参照）。」

（理 由）

明確化のため。

以 上